

社会・労働保険の主な手続き

どのような時	手続き書類	提出先・期限	備考
入社	「雇用保険 被保険者資格取得届」	提出先：公共職業安定所 期限：入社日の翌月10日	(※) 1. 被扶養者の状況によっては、添付書類が必要 2. 被扶養者が配偶者の場合、「国民年金第3号被保険者資格取得届」も提出
	「健康・厚年保険 被保険者資格取得届」 「健康保険 被扶養者(異動)届(※)」	提出先：年金事務所 期限：入社日から5日以内	
退社	「雇用保険 被保険者資格喪失届」 「雇用保険 被保険者離職証明書(※)」	提出先：公共職業安定所 期限：退社日から10日以内	(※) 1. 次の就職先が決まっている、本人が希望しない場合→必要なし(59歳以上の被保険者を除く) 2. 退職理由が会社都合、定年等の場合は、証明書類が必要
	「健康・厚年保険 被保険者資格喪失届」	提出先：年金事務所 期限：退社日から5日以内	
昇給・降給	「健康・厚年保険 被保険者報酬月額変更届」	提出先：年金事務所 期限：速やかに	手続きは昇給月から4ヵ月後に実施し、給与控除額の変更は5ヵ月後より
賞与支給	「健康・厚年保険 被保険者賞与支払届」「健康・厚年保険 被保険者賞与支払届 総括表」	提出先：年金事務所 期限：賞与支払日から5日以内	年金事務所より送られる、名前等が印字された用紙へ記入
被扶養者の変更	「健康保険 被扶養者(異動)届」 ・婚姻 ・配偶者の退職 ・子供が誕生 ・子供の就職等の理由による	提出先：年金事務所 期限：事実発生日から5日以内	収入の状況によって又は手続きが遅れた場合等は、添付書類(課税(非課税)証明書、退職証明書等)が必要「退職により被扶養者となる場合は、雇用保険の失業給付を受けていないこと」 ※健保組合の場合、被扶養配偶者が被扶養者から外れる際に「被扶養配偶者非該当届」の提出が必要
子の出産	「健康保険 被扶養者(異動)届」	提出先：年金事務所 期限：事実発生日から5日以内	出産育児一時金の申請については、現在、医療機関への直接支払制度となっている為、●医療機関に直接支払われることを望まない場合●海外出産●出産費用が一時金の範囲内であった時にその差額分を支給申請する場合などを行う
	「健康保険 出産育児一時金支給申請書・内払金支払依頼書・差額申請書」	提出先：全国健康保険協会の各都道府県支部 期限：速やかに	
住所が変わった	「厚生年金保険 被保険者住所変更届」	提出先：年金事務所 期限：速やかに	配偶者が被扶養者の場合は、「住所変更届」の複写面(2枚目)も提出
保険証を紛失した	「健康保険 被保険者証再交付申請書」	提出先：全国健康保険協会の各都道府県支部	
負傷した	業務中 通勤途上	労災保険	・業務、通勤途上の傷病の場合、医療機関にて保険証を使わないように注意 ・けが、病気による長期欠勤の場合は、労災保険、健康保険共に給付金あり
	業務外 通勤途上外	健康保険	
		提出先：療養の給付→労災指定病院等医療機関を通じて労働基準監督署長、休業→労働基準監督署長 提出先：休業→全国健康保険協会の各都道府県支部	

※平成28年12月現在の法令に基づいて作成しています。平成29年1月より65歳以上の労働者の方も雇用保険の適用対象となります。該当する場合は取得手続きが必要になる場合があります。